弘前大学八戸サテライト使用細則

（趣旨）

第１条 弘前大学サテライト規程（以下「規程」という。）第１０条の規定に基づく弘前大学八戸サテライト（以下「八戸サテライト」という。）の使用については， この細則に定めるところによる。

２ 八戸サテライトは，規程第２条に規定する目的達成のために，有効かつ適正に使用されなければならない。

（使用者の範囲）

第２条 八戸サテライトを使用できる者は，次の各号に掲げるとおりとする。

（１）弘前大学の職員

（２）本学が共催し，又は後援する行事等の団体の代表者

（３）前各号に掲げる者のほか室長が適当と認める者

（開業時間）

第３条 八戸サテライトの開業時間は，月曜日から金曜日までの午前１０時３０分から 午後５時３０分までとする。ただし，室長が必要と認めた場合は，この限りではない。

（休業日）

第４条 八戸サテライトの休業日は，次のとおりとする。ただし，室長が必要と認めた場合は，この限りではない。

（１）土曜日及び日曜日

（２）国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

（３）年末年始（１２月２８日から翌年１月４日まで）

（使用申込み）

第５条 八戸サテライトを使用しようとする者は，原則として使用日の３日前（休館 日を除く。）までに八戸サテライト又は社会連携部社会連携課に申込むものとする。

２ 前項にかかわらず，八戸サテライトの運営上特別の必要がある場合は，使用申込みを変更し，又は取り消すことがある。

（使用者の義務）

第６条 八戸サテライトを使用する者は，別に定める弘前大学八戸サテライト使用心得等を遵守し，施設設備を常に良好な状態に保つよう努めなければならない。

２ 使用者の故意又は重大な過失により施設設備を破損し，又は紛失した場合は，その損害に相当する費用を賠償しなければならない。

附 則

この細則は，平成１６年４月１日から施行する。附 則

この細則は，平成１６年１０月１日から施行する。附 則

この細則は，平成２０年４月１日から施行する。附 則

この細則は，平成２５年４月１日から施行する。